

特定施設設置届出書

令和〇〇年4月1日

秋田市長 殿

工事開始の30日前までに届出が必要です。

住所
届出者
氏名

法人の代表者は代表権者です。それ以外の方の場合は、委任状を添付してください。

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	(例)〇〇機械株式会社 秋田工場		名称や所在地の地番が確定していない場合は、仮称や地番未確定として届出し、確定後に氏名等変更届出書を提出して下さい。		
工場又は事業場の所在地	(例)秋田市〇〇一丁目1番1号				
工場又は事業場の事業内容	(例)自動車部品製造		事業内容を具体的に記入		
常時使用する従業員数	(例)30名		※審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		防止方法は、図面や表等を利用して具体的に記入してください		
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻(時・分)	使用終了時刻(時・分)
(例) 1 ホ 機械プレス	(例)〇〇製 A B-〇〇	(例) 300 k N	(例) 5	(例) 午前 9:00	(例) 午後 5:00
(例) 2 空気圧縮機	(例)〇〇製 C D-〇〇	(例) 7.5 k W	(例) 1	(例) 午前 9:00	(例) 午後 5:00
騒音規制法施行令別表第1を参照。項番号及びイロハ等の細分も記載		24時間使用する場合は、開始を午前0時、終了を午後12時として下さい			

備 種類(イロハ)の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。

- 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音壁の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 届出書及び用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。